

# 兵庫県公報

令和5年1月27日 金曜日 第382号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 景観形成地区の指定（都市政策課）	1
○ 景観形成基準の決定（同）	1
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神南県民センター）	4
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（県民生活部総務課）	4
○ 同上（産業労働部総務課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	9
<b>兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく公聴会の開催	10
<b>兵庫県内水面漁場管理委員会告示</b>	
○ 令和5年度増殖基準数量	10
<b>兵庫県内水面漁場管理委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく公聴会の開催	11
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	12
<b>正 誤</b>	
○ 令和5年1月13日付け兵庫県公報第378号中	15

## 告 示

### 兵庫県告示第83号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、令和5年7月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、北播磨県民局及び三木市役所において縦覧に供する。

令和5年1月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 景観形成地区の名称及び種別

名称 三木市三木城下町地区

種別 歴史的景観形成地区

#### 2 景観形成地区に指定する土地の区域

三木市府内町、芝町、大塚1丁目、大塚2丁目、本町1丁目、本町2丁目、上の丸町、福井1丁目及び福井2丁目の各一部



### 兵庫県告示第84号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、三木市三木城下町地区について、景観形成基準を次のとおり定め、令和5年7月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、北播磨県民局及び三木市役所において縦覧に供する。

令和5年1月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

三木市三木城下町地区景観形成基準

1 建築物等に関する基準

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準
指定地区 全域	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。</li> <li>・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。</li> </ul>
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根を基本とする。</li> <li>・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。</li> <li>・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。</li> </ul>	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りでない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。</li> <li>①色相Y R系及びY系の5 Yまで、明度8以下、彩度4以下（注2）</li> <li>②無彩色</li> </ul>	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。</li> </ul>	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。</li> <li>・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。</li> </ul>	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）や美囊川から目立たないようにする。</li> <li>・屋上設備を設置する場合は、通り（注1）及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。</li> </ul>	

	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。</li> </ul>	
有馬・姫路道景観通り (注3)	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。</li> <li>やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。</li> </ul>	
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>和瓦葺きとするよう努める。</li> </ul>	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によることができない場合は、周辺景観と調和した素材、色調による和風意匠とする。</li> </ul>	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。</li> <li>やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とし、和風意匠とする。</li> </ul>	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。</li> <li>各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。</li> </ul>	
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。</li> </ul>	
東條道景観通り (注3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「有馬・姫路道景観通り」の基準に沿うことが望ましい。</li> </ul>	
ナメラ商店街景観通り (注3)	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。</li> </ul>	
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づかいとする。</li> </ul>	
城周辺景観ゾーン	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。</li> </ul>	上の丸公園からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。</li> </ul>	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の樹木の保全に努める。</li> <li>植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。</li> </ul>	
幹線道路特例区間		<ul style="list-style-type: none"> <li>県道に面する建築物（「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」に面する建築物については、周辺景観との調和に配慮を要する。）については、「指定地区全域」の「高さ」及び「屋根・庇」の基準を除外する。</li> </ul>	

注1：「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」をいう。

注2：漆喰塗りの外壁を修理・修景するため、本来の漆喰の色彩に合わせる場合はこの限りでない。

注3：対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

2 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。



**兵庫県告示第85号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年1月27日

阪神南県民センター長 秋山 徹志

- 重要調整池の所在地  
西宮市塩瀬町生瀬字亥ノ花1135番34外1筆
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
宝塚碎石株式会社	西宮市塩瀬町名塩4995番地	上田 純也

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 調達内容
  - 調達する物品等の名称及び数量  
兵庫陶芸美術館ほか14施設で使用する電気 予定数量8,711,140キロワット時／年
  - 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
  - 履行期間  
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
  - 履行場所  
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
  - 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 一般競争入札参加資格  
本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
  - 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県納入局物品管理課 電話 (078) 341-7711 内線4936

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線3358

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

令和5年1月27日(金)から同年2月13日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県県民生活部総務課 担当 森  
電話 (078) 341-7711 内線2648

### 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

#### (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和5年1月30日(月)から同年2月13日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

#### (3) 開札の日時及び場所

日時 令和5年3月10日(金)午前10時から  
場所 兵庫県県民生活部総務課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

#### (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和5年3月9日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年3月8日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和5年2月13日(月)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 8,711,140kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2023 through March 31, 2024



## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

令和5年1月27日(金)から同年2月10日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部総務課 担当 深津(ふかつ)  
電話(078)362-3311 内線3611

## 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間等

## (1) 入札参加申込書の提出期間

令和5年1月28日(土)から同年2月10日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

## (3) 開札の日時及び場所

日時 令和5年3月10日(金)午前10時から  
場所 兵庫県産業労働部総務課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

## (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和5年3月9日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年3月7日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

## (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和5年2月10日(金)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。



ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,804,573kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2023 through March 31, 2024

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 March 9, 2023 by direct delivery

17:00 March 9, 2023 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Fukatsu, General Affairs Division, Industry, Employment & International Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)362-3311

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年1月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- たつの市龍野町堂本字防垣内385番1、393番1、395番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市南条三丁目110番地の1  
株式会社ユー・ハウス 代表取締役 西川 寿明
  - 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年8月1日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-8号(4たつの)

**兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告**

**漁業法に基づく公聴会の開催**

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定により、次のとおり兵庫県瀬戸内海海区漁場計画に係る公聴会を開催する。

当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人は公聴会において意見を述べることができる。

なお、公聴会で意見を述べようとする場合は、住所、氏名または名称、年齢、職業(漁業者の場合は従事する漁業)、当該事案に関して利害関係を有する理由及び意見の要旨を記載した文書を令和5年2月3日までに、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県農林水産部水産漁港課へ提出すること。

また、代理人が意見を述べる場合は、代理人であることを証する書類を併せて提出すること。

令和5年1月27日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会長 田 沼 政 男

- 1 日時  
令和5年2月7日(火) 午後2時から午後2時30分まで
- 2 場所  
明石市中崎1丁目2番3号  
兵庫県水産会館第5会議室
- 3 その他  
兵庫県瀬戸内海海区漁場計画案は、令和5年1月27日から同年2月7日まで次の表に掲げる各関係機関に備え置き、一般の縦覧に供する。

縦覧場所	住所
兵庫県農林水産部水産漁港課	神戸市中央区下山手通5-10-1
東播磨県民局加古川農林水産振興事務所水産漁港課	加古川市加古川町寺家町天神木97-1
中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所水産課	姫路市北条1-98
淡路県民局洲本農林水産振興事務所水産課	洲本市塩屋2-4-5

**兵庫県内水面漁場管理委員会告示**

**兵庫県内水面漁場管理委員会告示第1号**

令和5年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を次のとおり示す。

令和5年1月27日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 近 藤 敬 三

- 1 増殖の基準数量  
令和5年度 増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流													
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	にじます	あまご (注)	やまめ	さくらます	いわな	まはぜ	わかさぎ	もろこ	もくずがに	すっぽん
1	猪名川	60kg			5kg	2,500尾	500尾 又は 4,000粒					100万粒		250尾	100尾
2	武庫川	100kg		1,000尾	10kg	1,000尾									
3	羽束川	40kg			5kg	1,000尾	1,000尾 又は 8,000粒			1,000尾					
4	加古川	550kg		5,000尾	100kg	1,500尾	2,750尾 又は 22,000粒					150万粒	500尾	2,500尾	
5	市川	450kg		2,000尾	15kg	1,000尾	3,000尾 又は 24,000粒								
6	夢前川	40kg													
7	掛保川	1,600kg		3,000尾	25kg	2,500尾	10,000尾 又は 80,000粒			1,000尾		300万粒		1,000尾	200尾
8	千種川	2,000kg		2,000尾	20kg		5,000尾 又は 40,000粒					100万粒		1,000尾	
9	竹田川	30kg		1,000尾											
10	円山川	400kg		3,000尾	10kg	500尾	やまめに含む 3,000尾 又は 24,000粒	やまめに含む						500尾	
11	竹野川	40kg		500尾	5kg	500尾	やまめに含む 500尾 又は 4,000粒							500尾	
12	矢田川	500kg		1,000尾	10kg	1,000尾	1,200尾 又は 9,600粒	やまめに含む		800尾				1,000尾	
13	岸田川	100kg		300尾	5kg		2,000尾 又は 16,000粒	やまめに含む		500尾				500尾	

(注) さつきますを含む。

免許番号	河川名	産 卵 場 造 成							
		おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	よしのぼり (箇所)	ぬまえび (箇所)	すじえび (箇所)	てながえび (箇所)	ひがひ (箇所)	ふな (箇所)
1	猪名川	1							1
2	武庫川								
3	羽束川								
4	加古川	3	2						
5	市川								
6	夢前川								
7	掛保川	1	1	1	1	1	1		
8	千種川	3	2		1	1	1		
9	竹田川								
10	円山川	3	3		1		1	1	
11	竹野川	1	1						
12	矢田川								
13	岸田川	1	1						

兵庫県内水面漁場管理委員会公告

漁業法に基づく公聴会の開催

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第5項の規定により、次のとおり兵庫県内水面漁場計画に係る公聴会を開催する。

県内内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人は公聴会において意見を述べることができる。

なお、公聴会で意見を述べようとする場合は、住所、氏名又は名称、年齢、職業（漁業者の場合は従事する漁業）、当該事案に関して利害関係を有する理由及び意見の要旨を記載した文書を令和5年2月7日までに、神

戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県農林水産部水産漁港課へ提出すること。

また、代理人が意見を述べる場合は、代理人であることを証する書類を併せて提出すること。

令和5年1月27日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 近藤 敬三

1 日時

令和5年2月10日（金）午後1時30分から午後2時まで

2 場所 兵庫県中央労働センター

神戸市中央区下山手通6-3-28

3 その他

兵庫県内水面漁場計画案は、令和5年1月27日から同年2月10日まで次の表に掲げる各関係機関に備え置き、一般の縦覧に供する。

縦覧場所	住所
兵庫県農林水産部水産漁港課	神戸市中央区下山手通5-10-1
阪神北県民局阪神農林振興事務所農政振興課	三田市天神1-10-14
東播磨県民局加古川農林水産振興事務所水産漁港課	加古川市加古川町寺家町天神木97-1
北播磨県民局加東農林振興事務所農政振興課	加東市社字西柿1075-2
中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所水産課	姫路市北条1-98
西播磨県民局光都農林振興事務所農政振興第2課	赤穂郡上郡町光都2-25
但馬県民局但馬水産事務所水産課	美方郡香美町香住区境1126-5
但馬県民局朝来農林振興事務所農政振興課	朝来市和田山町東谷213-9
丹波県民局丹波農林振興事務所農政振興課	丹波市柏原町柏原688

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年1月27日

兵庫県公安委員会  
委員長 小西 新右衛門

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施期日

## ア 新規取得講習

令和5年3月1日(水)から同月8日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間

## イ 追加取得講習

令和5年3月6日(月)から同月8日(水)までの3日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和5年3月8日(水)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で50人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## 4 受講希望の申出の受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年1月31日(火)から同年2月2日(木)までの間(午前10時から午後5時まで)

## (2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係において電話で受け付ける。

## (3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

## 5 受講申込みの受付期間等

### (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年2月8日(水)から同月14日(火)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで)

### (2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

### (3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(7) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

### (4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

## 6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

## 7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書(警備業法令集等)

## 8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

正 誤

○令和5年1月13日付け（兵庫県公報第378号）  
兵庫県告示第53号（公有水面埋立工事のしゅん功認可）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	下から1	竹内通弘	上崎勝規